

資格等の種類	全身性障害者	知的障害者	精神障害者	障害児			
				全身性障害児	知的障害児	精神障害児	
居宅介護職員初任者研修課程・障がい者居宅介護従業者基礎研修課程修了者	○	○	○	○	○	○	
障がい者（児）ホームヘルパー養成研修1級課程・2級課程・3級課程修了者	○	○	○	○	○	○	
障がい者（児）ホームヘルパー養成研修1級、2級、3級課程に相当するものとして都道府県知事等が認める研修を修了した者（平成15年3月31日において）	○	○	○	○	○	○	
介護保険法施行令に基づく介護員養成研修課程を修了した者	○	○	○	○	○	○	
介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、（准）看護師（居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなす）	○	○	○	○	○	○	
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	○	○	×	○	○	
重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者	○	×	×	○	×	×	
日常生活支援従業者養成研修課程修了者	○	×	×	○	×	×	
日常生活支援従業者養成研修課程に相当するものとして都道府県知事等が認める研修を修了した者（平成15年3月31日において）	○	×	×	○	×	×	
移動支援従業者養成研修修了者（外出介護従業者養成研修修了者含む）、又は同研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了した者	全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程	○	×	×	○	×	×
	知的障がい者移動支援従業者養成研修課程	×	○	△※	×	○	△※
	精神障がい者移動支援従業者養成研修課程	×	×	○	×	×	○

※上記以外に、平成15年3月31日において、身体障がい者居宅介護等事業、知的障がい者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事等が必要な知識及び技術を有すると認められた者（都道府県知事等証明を受領した者）は、都道府県知事等が認めた移動介護の対象者（知的障がい者の場合は精神障がい者も対象とする。）に対する移動支援事業に従事できる。

△※…平成19年8月31日までに当該研修を修了した者については○とし、それ以外は×とする。